平成２７年（フ）第７４４号
愛知県春日井市勝川町４丁目106番地　プリミエール勝川302号
債務者　小宮　夕佳
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６７号
名古屋市守山区天子田２丁目105番地　ニューグリーン天子田402号
債務者　北田　真一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８２号
名古屋市中川区豊成町１番３―821号　豊成団地
債務者　吉田　裕理
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４０号
名古屋市中村区並木２丁目307番地　サンコーポラス３Ｂ号
債務者　鷲塚　健二
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２８１号
埼玉県新座市野火止３丁目16番52―104号
破産者　日野　哲子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県東松山市元宿１丁目34番地８　光ハイツＡ102
破産者　山崎　利市
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２１号
福島県白河市みさか２丁目35番地９
破産者　和氣　利之
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
北海道恵庭市島松本町２丁目17番２号
破産者　節安　祐人
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７７号
仙台市太白区日本平57番12号
破産者　庄子　雅樹
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
仙台市宮城野区福室３丁目33番12―303号、従前の住所仙台市青葉区栗生６丁目７番地の３　ナッツコート701
破産者　早坂　繁男
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
群馬県高崎市中居町１―25―６　吉井マンション205号、破産開始決定時の住所群馬県高崎市吉井町下奥平702番地９
破産者　横山　　至
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４６号
群馬県高崎市小八木町2031番地12
破産者　ＢＯＮＩＴＡこと　片野　弥生
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６１号
群馬県高崎市箕郷町東明屋234番地５
破産者　本間　博士
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３９号
埼玉県入間市大字野田815番地42
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４４号
長野県埴科郡坂城町大字坂城10171番地
破産者　高橋　直樹
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５３０号
静岡県浜松市東区有玉台１丁目14番２号
破産者　下山　聡司
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２０２５号
愛知県半田市彦洲町１丁目313番地の２　ツインヒルズ210号
破産者　黒柳　敏明
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９号
愛知県知多市つつじが丘１丁目18番地の５　ボナール早川202、従前の住所愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地の２　201―501
破産者　新名　　渚
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２７号
名古屋市守山区元郷２丁目504番地　メゾン豊田４―Ａ号
破産者　角野差代子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部